

加入事業所と共同で実施する健康診査事業の公表について (加入事業所との共同利用)

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。三菱UFJニコス健康保険組合(以下「当組合」という)では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1.加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2.共同利用する健診データ項目について

被保険者の氏名、生年月日、性別、住所、事業所名、従業員番号、健保記号番号、健診受診日、健診実施機関名称、健診実施機関所在地、健診種目名称、健診結果数値、所見、判定

3.健診データを共同利用する者の範囲について

- ・加入事業所 担当部署役職員(産業保健専門職含む)
- ・三菱UFJニコス健康保険組合 役職員

4.健診データを共同利用する者の利用目的について

- (1)加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- (2)当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

5.健診データの管理責任者名もしくは名称について

健診データの管理責任者は、加入事業所担当部署長と三菱UFJニコス健康保険組合常務理事です。

6.加入事業所

- ・三菱UFJニコス株式会社
- ・カードビジネスサービス株式会社
- ・三菱UFJニコス健康保険組合